



私たちの信用情報は どのように扱われているのか



私たちは、日常の中でクレジットカードの申し込みをしたり、金融機関からお金を借りるなど、個々の信用情報に基づいた取引を行っています。こうした個々の借り手の総借入残高や、携帯端末の分割払いの状況などの信用情報を把握し、返済能力を超える貸付けを防止する仕組みとして、「指定信用情報機関」が設けられています。

クレジット会社や貸金業者は、個人の顧客と分割払いや貸付けの契約を結ぶ際に指定信用情報機関が保有する顧客の信用情報を照会したり、顧客の氏名や貸付金額などの契約に関する情報を指定信用情報機関に提供しています。

今回の学習会では、消費者の信用情報という機微な個人情報、どのように管理され、また運用されているのかを学びます。

【日 時】 12 月 13 日（火） 14時00分～15時30分

〔Zoom を活用した学習会〕

【講 師】 山岸一馬さん（割賦販売法・貸金業法 指定信用情報機関 CIC 消費者部長）

【定 員】 100 人 ※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【締め切り】 12月9日（金）

参加費
無料です

【申し込み】

① Google フォーム <https://forms.gle/t6Ak9whbUCbdTSWD7>

② 事務局 yukiko.ooide@shodanren.gr.jp（大出）

参加ご希望の方は、上記①または②で「団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※資料および Zoom 会議の詳細は、学習会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用 URL〕は登録された方限りとしていただき、他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの学習会のみ利用させていただきます。

